

中国圏広域地方計画協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 国土形成計画法（昭和25年法律第205号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、中国圏広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、国土形成計画法施行令（平成18年政令第230号）第1条第4項第3号に掲げる区域における法第9条第2項に規定する広域地方計画（以下「計画」という。）及びその実施に関し必要な事項について協議することを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる国の関係各地方行政機関、地方公共団体及び関係団体により組織する。

2 協議会の構成員は、別表2に掲げる国の関係各地方行政機関、地方公共団体及び関係団体の長若しくはその指名する職員又は代表者若しくはその指名する者（次項において「代表者等」という。）とする。

3 協議会は、協議により、計画の実施に密接な関係を有する者の代表者等を構成員に加えることができる。

（会長）

第4条 協議会に会長を置き、構成員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、構成員のうちから会長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

4 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 構成員は、やむを得ない理由により自ら会議に出席することができない場合には、あらかじめ指名した代理者を会議に出席させることができる。この場合、当該構成員は出席したものとみなす。

3 協議会の会議は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

(議事)

第6条 協議会の会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 2 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開催することができない場合においては、議案の概要を記載した書面を構成員に送付して、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
- 3 前二項において、国の同一の関係地方行政機関の構成員が複数ある場合にあっては、構成員の数は同一の関係地方行政機関で1名として扱う。

(議事の公開)

第7条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書きの場合にあっては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、国土交通省中国圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第10条 この規約は、構成員の発議により協議会において改正することができる。

- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 8月13日から施行する。

この規約は、平成23年 9月 9日から施行する。

この規約は、平成26年 4月24日から施行する。

この規約は、平成27年 3月19日から施行する。

この規約は、平成28年 2月15日から施行する。

この規約は、令和 4年 7月29日から施行する。

この規約は、令和 5年 6月15日から施行する。

この規約は、令和 5年10月25日から施行する。

この規約は、令和 6年12月13日から施行する。

この規約は、令和 7年 月 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

中国四国管区警察局
中国総合通信局
中国財務局
中国四国厚生局
中国四国農政局
近畿中国森林管理局
中国経済産業局
九州経済産業局
近畿地方整備局
中国地方整備局
九州地方整備局
中国運輸局
九州運輸局
大阪航空局
第六管区海上保安本部
第七管区海上保安本部
第八管区海上保安本部
大阪管区気象台
近畿地方環境事務所
中国四国地方環境事務所
鳥取県
島根県
岡山県
広島県
山口県
広島市
岡山市
北九州市
鳥取市
松江市
浅口市
三次市
萩市
八頭町 江府町
隠岐の島町
鏡野町 新庄村
坂町
田布施町
中国経済連合会
中国地方商工会議所連合会

別表 2 (第 3 条関係)

中国四国管区警察局長
中国総合通信局長
中国財務局長
中国四国厚生局長
中国四国農政局長
近畿中国森林管理局長
中国經濟産業局長
九州經濟産業局長
近畿地方整備局長
中国地方整備局長
九州地方整備局長
中国運輸局長
九州運輸局長
大阪航空局長
第六管区海上保安本部長
第七管区海上保安本部長
第八管区海上保安本部長
大阪管区気象台長
近畿地方環境事務所長
中国四国地方環境事務所長
鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
広島市長
岡山市長
北九州市長
鳥取市長
松江市長
浅口市長
三次市長
萩市長
八頭町長 江府町長
隠岐の島町長
鏡野町長 新庄村長
坂町長
田布施町長
中国經濟連合会会長
中国地方商工会議所連合会会頭

別表 3 (第 8 条関係)

中国四国管区警察局 総務監察・広域調整部長
中国総合通信局 総務部長
中国財務局 総務部長
中国四国厚生局 総務管理官
中国四国農政局 企画調整室長
近畿中国森林管理局 総務企画部長
中国経済産業局 総務企画部長
中国地方整備局 企画部長
中国地方整備局 建政部長
中国運輸局 交通政策部長
中国運輸局 観光部長
大阪航空局 空港部長
第六管区海上保安本部 総務部長
第七管区海上保安本部 総務部長
第八管区海上保安本部 総務部長
大阪管区气象台 気象防災部長
中国四国地方環境事務所 統括環境保全企画官
鳥取県 政策戦略本部長 令和の改新戦略本部長
島根県 政策企画局長
岡山県 総合政策局長
広島県 経営戦略審議官
山口県 総合企画部長
広島市 企画総務局長
岡山市 政策局長
北九州市 政策局長
鳥取市 企画推進部長
松江市 都市整備部長 政策部長
浅口市 産業建設部長
三次市 経営企画部長
萩市 総合政策部長
八頭町 副町長 江府町 副町長
隠岐の島町 副町長
鏡野町 副町長 新庄村 副町長
坂町 副町長 技監兼建設部長
田布施町 副町長
中国経済連合会 専務理事
中国地方商工会議所連合会 幹事長

中国圏広域地方計画協議会幹事会 規約

(目的)

第1条 「中国圏広域地方計画協議会幹事会」(以下「幹事会」という。)は、中国圏広域地方計画協議会規約第8条第1項及び第2項の規定に基づき設置、構成するものであり、中国圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)の円滑な運営を補助することを目的とする。

(事務局)

第2条 幹事会の事務局は、国土交通省中国圏広域地方計画推進室とする。

(会議)

第3条 幹事会の会議は、事務局から通知し、開催する。

2 会議の進行は、事務局が行う。

3 幹事は、やむを得ない理由により自ら会議に出席することができない場合には、あらかじめ指名した代理者を会議に出席させることができる。

4 幹事会の会議は、幹事の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

5 前項の出席数には、第3項の代理者を含むものとする。

(運営会議)

第4条 幹事会の会議に必要な事項について、検討及び調整を行うため、幹事会に、中国圏広域地方計画協議会運営会議(以下「運営会議」という。)を設置する。

2 運営会議の運営に関しては、第2条、第3条第1項及び第2項の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成20年9月3日から施行する。

この規約は、平成23年9月9日から施行する。

この規約は、平成26年4月24日から施行する。

この規約は、平成27年3月19日から施行する。

この規約は、平成27年9月14日から施行する。

この規約は、平成28年2月15日から施行する。

この規約は、令和4年7月29日から施行する。